



熊本県公報

第 1 1 7 9 5 号

平成 21 年 4 月 7 日(火)

(毎週 火・金発行)

目 次

条 例		
○ 熊本県手数料条例の一部を改正する条例	(財政課)	2
○ 定数漁業の許可及び起業の認可に係る告示	(水産振興課)	5
○ 指定居宅介護支援事業者の指定	(高齢者支援総室)	6
○ 保安林の指定に関する予定	(森林保全課)	6
○ 熊本県競争契約入札心得の一部改正	(監理課)	6
○ 障害者自立支援法に基づく事業者の指定事項の変更	(障害者支援総室)	6
○ 道路の区域変更	(道路保全課)	7
○ 道路の区域変更	(")	7
○ 道路の供用開始	(")	8
○ 障害者自立支援法に基づく事業者の指定	(障害者支援総室)	8
○ 障害者自立支援法に基づく事業者の指定	(")	8
○ 障害者自立支援法に基づく事業者の指定	(")	8
○ 福祉用具専門相談員指定講習事業者の指定	(高齢者支援総室)	9
○ 指定居宅介護支援事業所の指定	(")	9
○ 予算の専決処分	(財政課)	9
○ 騒音に係る環境基準の地域の類型をあてはめる地域の指定	(環境保全課)	12
○ 騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定並びに特定工場等において発生する騒音の時間及び区域の区分ごとの規制基準	(")	14
○ 騒音規制法に基づく特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する区域の区分	(")	17
○ 騒音規制法に基づく自動車騒音の要請限度に関する区域の区分	(")	17
○ 熊本県生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第12の騒音の規制基準の備考4に係る区域の指定	(")	17
○ 振動規制法に基づく住民の生活環境を保全する地域の指定及び同法に基づく特定工場等において発生する振動の時間及び区域の区分ごとの規制基準	(")	21
○ 振動規制法に基づく特定建設作業に伴って発生する振動について規制する区域の区分	(")	22
○ 振動規制法に基づく道路交通振動の限度に関する区域及び時間の区分	(")	23
公 告		
○ 都市計画法による開発行為工事完了公告	(建築課)	23
○ 平成21年度熊本県献血推進計画	(薬務衛生課)	24
○ 公的個人認証サービスに係る情報提供手数料及び発行手数料の額の決定	(情報企画課)	25
○ 団体営土地改良事業計画変更の適否決定	(農村計画・技術管理課)	27
○ 団体営土地改良事業施行の適否決定	(")	27
○ 菊池都市計画特別用途地区の決定(菊池市)	(都市計画課)	27
○ 土地改良区の定款変更認可	(農村計画・技術管理課)	27
○ 土地改良区役員の退任及び就任	(")	27
○ 土地改良区役員の退任及び就任	(")	28
○ 土地改良区役員の退任及び就任	(")	29
○ 大規模小売店舗立地法に基づく届出に対する市町村からの意見	(商工政策課)	30
○ 土地改良事業の工事完了	(農村計画・技術管理課)	30
○ 基本測量の終了	(監理課)	30
○ 肥料登録有効期間更新	(農業技術課)	30
登 載 依 頼		
○ 熊本県人事委員会事務局組織規則の一部を改正する規則	(人事委員会)	31
○ 熊本県人事委員会事務局文書規程の一部を改正する訓令	(")	31
○ しいらづけ周辺での釣り漁業等の禁止	(天草不知火海区漁業調整委員会)	31

本号で公布された条例のあらまし

◇ 熊本県手数料条例の一部を改正する条例

- 1 新たに次の手数料を設けることとした。(第 2 条第 1 項第 6 2 4 号の 4 - 第 6 2 4 号の 7、附則第 2 項、別表第 2 6 - 別表第 2 6 の 4 関係)
 - (1) 長期優良住宅建築等計画認定申請手数料 別表第 2 6 に掲げる区分に応じた額
 - (2) 長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料 別表第 2 6 の 4 に掲げる区分に応じた額
 - (3) 譲受人決定時の長期優良住宅建築等計画の変更認定申請手数料 2, 0 0 0 円
 - (4) 認定計画実施者の地位の承継承認申請手数料 2, 0 0 0 円
- 2 1 (1) 及び (2) の手数料について、建築主事が構造計算適合性判定に準ずる判定を求めなかったときは、その一部を還付することとした。(第 5 条第 5 項関係)
- 3 この条例は、平成 2 1 年 6 月 4 日から施行することとした。
- 4 この条例による手数料の新設に伴い、熊本県収入証紙条例の関係規定を整備することとした。(附則第 2 項関係)

条 例

熊本県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成 2 1 年 4 月 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第 3 8 号

- 熊本県手数料条例の一部を改正する条例
熊本県手数料条例(平成 1 2 年熊本県条例第 9 号)の一部を次のように改正する。
- 第 2 条第 1 項第 6 2 4 号の 3 の次に次の 4 号を加える。
- (624) の 4 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成 2 0 年法律第 8 7 号。以下「長期優良住宅促進法」という。)第 5 条第 1 項から第 3 項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査
長期優良住宅建築等計画認定申請手数料 別表第 2 6 に掲げる区分に応じた額。ただし、長期優良住宅促進法第 6 条第 2 項の規定により建築基準法第 6 条第 1 項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けよう申し出る場合の手数料の額は、同項の規定による確認の申請書が建築主事に提出されたものとみなして第 1 7 7 号及び第 1 7 8 号の規定を適用して算定した手数料の額に、第 1 7 7 号ただし書の規定により別表第 9 の 2 に掲げる区分に応じた額を加算する場合にあっては別表第 2 6 の 2 に掲げる区分に応じた額を、別表第 9 の 3 に掲げる区分に応じた額を加算する場合にあっては別表第 2 6 の 3 に掲げる区分に応じた額を加えた額を加算した額
- (624) の 5 長期優良住宅促進法第 8 条第 1 項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査
長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料 別表第 2 6 の 4 に掲げる区分に応じた額。ただし、長期優良住宅促進法第 8 条第 2 項において準用する長期優良住宅促進法第 6 条第 1 項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けよう申し出る場合の手数料の額は、同項の規定による確認の申請書が建築主事に提出されたものとみなして第 1 7 7 号及び第 1 7 8 号の規定を適用して算定した手数料の額に、第 1 7 7 号ただし書の規定により別表第 9 の 2 に掲げる区分に応じた額を加算する場合にあっては別表第 2 6 の 2 に掲げる区分に応じた額を、別表第 9 の 3 に掲げる区分に応じた額を加算する場合にあっては別表第 2 6 の 3 に掲げる区分に応じた額を加えた額を加算した額
- (624) の 6 長期優良住宅促進法第 9 条第 1 項の規定に基づく譲受人を決定した場合における認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査
譲受人決定時の長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料 2, 0 0 0 円
- (624) の 7 長期優良住宅促進法第 1 0 条の規定に基づく認定計画実施者の地位の承継承認の申請に対する審査
認定計画実施者の地位の承継承認申請手数料 2, 0 0 0 円
- 第 5 条に次の 1 項を加える。
- 5 第 1 項の規定にかかわらず、知事は、第 2 条第 1 項第 6 2 4 号の 4 又は第 6 2 4 号の 5 の手数料については、構造計算適合性判定を要する建築物について、同項第 6 2 4 号の 4 ただし書又は第 6 2 4 号の 5 ただし書の規定により加算した額の手数を徴収した場合において、建築主事が構造計算適合性判定に準じる判定を求めなかったときは、納

付済の手数料の額（第 1 7 7 号ただし書の規定により、別表第 9 の 2 に掲げる区分に応じた額を加算する場合にあっては別表第 9 の 2 に掲げる区分に応じた額に別表第 2 6 の 2 に掲げる区分に応じた額を加えた額、別表第 9 の 3 に掲げる区分に応じた額を加算する場合にあっては別表第 9 の 3 に掲げる区分に応じた額に別表第 2 6 の 3 に掲げる区分に応じた額を加えた額に限る。）から 1 0, 0 0 0 円を減じた金額を納付者に還付するものとする。

別表第 2 6 を次のように改める。

別表第 2 6 （第 2 条第 1 項第 6 2 4 号の 4 関係）

区 分		金 額	
登録住宅性能評価機関の発行する適合証が添付された場合	一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下同じ。）	1 4, 0 0 0 円	
	共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下同じ。）	総住戸数（1 棟当たりの住宅の戸数の総数をいう。以下同じ。）が 1 戸から 5 戸までのもの	2 5, 0 0 0 円を申請住戸数（同時に申請された住宅の戸数の総数をいう。以下同じ。）で除して得た額
		総住戸数が 6 戸から 1 0 戸までのもの	4 1, 0 0 0 円を申請住戸数で除して得た額
		総住戸数が 1 1 戸から 2 5 戸までのもの	6 9, 0 0 0 円を申請住戸数で除して得た額
		総住戸数が 2 6 戸から 5 0 戸までのもの	1 1 0, 0 0 0 円を申請住戸数で除して得た額
		総住戸数が 5 1 戸から 1 0 0 戸までのもの	1 6 8, 0 0 0 円を申請住戸数で除して得た額
		総住戸数が 1 0 1 戸から 2 0 0 戸までのもの	2 8 6, 0 0 0 円を申請住戸数で除して得た額
		総住戸数が 2 0 1 戸から 3 0 0 戸までのもの	3 6 2, 0 0 0 円を申請住戸数で除して得た額
		総住戸数が 3 0 1 戸以上のもの	4 1 2, 0 0 0 円を申請住戸数で除して得た額
登録住宅性能評価機関の発行する適合証が添付されない場合	一戸建ての住宅	4 6, 0 0 0 円	
	共同住宅等	総住戸数が 1 戸から 5 戸までのもの	1 2 3, 0 0 0 円を申請住戸数で除して得た額
		総住戸数が 6 戸から 1 0 戸までのもの	1 9 8, 0 0 0 円を申請住戸数で除して得た額
		総住戸数が 1 1 戸から 2 5 戸までのもの	3 9 4, 0 0 0 円を申請住戸数で除して得た額
		総住戸数が 2 6 戸から 5 0 戸までのもの	7 0 7, 0 0 0 円を申請住戸数で除して得た額
		総住戸数が 5 1 戸から 1 0 0 戸までのもの	1, 2 1 5, 0 0 0 円を申請住戸数で除して得た額
		総住戸数が 1 0 1 戸から 2 0 0 戸までのもの	2, 2 4 8, 0 0 0 円を申請住戸数で除して得た額
		総住戸数が 2 0 1 戸から 3 0 0 戸までのもの	3, 2 1 4, 0 0 0 円を申請住戸数で除して得た額
		総住戸数が 3 0 1 戸以上のもの	3, 9 4 1, 0 0 0 円を申請住戸数で除して得た額

備考

- 登録住宅性能評価機関の発行する適合証とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 1 1 年法律第 8 1 号）第 5 条第 1 項に規定する登録住宅性能評価機関が、長期優良住宅促進法第 6 条第 1 項第 1 号に規定する長期使用構造等に係る認定基準に適合することを証する書面をいう。
 - 申請住戸数で除して得た額に、5 0 円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5 0 円以上 1 0 0 円未満の端数があるときはこれを 1 0 0 円に切り上げる。
- 別表第 2 6 の次に次の 3 表を加える。

別表第26の2 (第2条第1項第624号の4関係)

判定方法	構造計算適合性判定に係る面積	金 額
判定を再計算により行う場合	1,000平方メートル以内のもの	7,350円
	1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	9,150円
	2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	10,050円
	10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	12,750円
	50,000平方メートルを超えるもの	21,800円
上記以外の場合	1,000平方メートル以内のもの	10,700円
	1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	14,300円
	2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	16,350円
	10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	21,750円
	50,000平方メートルを超えるもの	40,000円

別表第26の3 (第2条第1項第624号の4関係)

判定方法	構造計算適合性判定に係る面積	金 額
判定を再計算により行う場合	200平方メートル以内のもの	3,600円
	200平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	5,800円
	1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	6,950円
	2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	7,600円
	10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	12,750円
	50,000平方メートルを超えるもの	21,800円
上記以外の場合	200平方メートル以内のもの	3,850円
	200平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	7,650円
	1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	10,000円
	2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	11,400円
	10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	21,750円
	50,000平方メートルを超えるもの	40,000円

別表第26の4 (第2条第1項第624号の5関係)

区 分		金 額	
登録住宅性能評価機関の発行する適合証が添付された場	一戸建ての住宅	7,000円	
	共同住宅等	総住戸数が1戸から5戸までのもの	12,500円を申請住戸数で除して得た額
		総住戸数が6戸から10戸までのもの	20,500円を申請住戸数で除して得た額

合		総住戸数が 1 1 戸から 2 5 戸までのもの	3 4, 5 0 0 円を申請住戸数で除して得た額
		総住戸数が 2 6 戸から 5 0 戸までのもの	5 5, 0 0 0 円を申請住戸数で除して得た額
		総住戸数が 5 1 戸から 1 0 0 戸までのもの	8 4, 0 0 0 円を申請住戸数で除して得た額
		総住戸数が 1 0 1 戸から 2 0 0 戸までのもの	1 4 3, 0 0 0 円を申請住戸数で除して得た額
		総住戸数が 2 0 1 戸から 3 0 0 戸までのもの	1 8 1, 0 0 0 円を申請住戸数で除して得た額
		総住戸数が 3 0 1 戸以上のもの	2 0 6, 0 0 0 円を申請住戸数で除して得た額
登録住宅性能評価機関の発行する適合証が添付されない場合	一戸建ての住宅		2 3, 0 0 0 円
	共同住宅等	総住戸数が 1 戸から 5 戸までのもの	6 1, 5 0 0 円を申請住戸数で除して得た額
		総住戸数が 6 戸から 1 0 戸までのもの	9 9, 0 0 0 円を申請住戸数で除して得た額
		総住戸数が 1 1 戸から 2 5 戸までのもの	1 9 7, 0 0 0 円を申請住戸数で除して得た額
		総住戸数が 2 6 戸から 5 0 戸までのもの	3 5 3, 5 0 0 円を申請住戸数で除して得た額
		総住戸数が 5 1 戸から 1 0 0 戸までのもの	6 0 7, 5 0 0 円を申請住戸数で除して得た額
		総住戸数が 1 0 1 戸から 2 0 0 戸までのもの	1, 1 2 4, 0 0 0 円を申請住戸数で除して得た額
		総住戸数が 2 0 1 戸から 3 0 0 戸までのもの	1, 6 0 7, 0 0 0 円を申請住戸数で除して得た額
		総住戸数が 3 0 1 戸以上のもの	1, 9 7 0, 5 0 0 円を申請住戸数で除して得た額

備考

- 1 登録住宅性能評価機関の発行する適合証とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律第 5 条第 1 項に規定する登録住宅性能評価機関が、長期優良住宅促進法第 6 条第 1 項第 1 号に規定する長期使用構造等に係る認定基準に適合することを証する書面をいう。
- 2 申請住戸数で除して得た額に、5 0 円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5 0 円以上 1 0 0 円未満の端数があるときはこれを 1 0 0 円に切り上げる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 2 1 年 6 月 4 日から施行する。
- (熊本県収入証紙条例の一部改正)
- 2 熊本県収入証紙条例の一部を次のように改正する。
別表第 1 手数料の項中第 5 6 4 号の 3 3 を第 5 6 4 号の 3 7 とし、第 5 6 4 号の 3 2 の次に次の 4 号を加える。

- | | |
|--------|-----------------------------|
| 564の33 | 長期優良住宅建築等計画認定申請手数料 |
| 564の34 | 長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料 |
| 564の35 | 譲受人決定時の長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料 |
| 564の36 | 認定計画実施者の地位の承継承認申請手数料 |

告 示

熊本県告示第 3 2 6 号

熊本県漁業調整規則（昭和 4 0 年熊本県規則第 1 8 号の 2）第 8 条第 2 項及び同規則第 2 1 条第 3 項において準用する同規則第 8 条第 2 項の規定により漁業の許可及び起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定めたので、同規則第 8 条第 3 項及び同規則第 2 1 条第 3 項において準用する同規則第 8 条第 3 項の規定により公示する。

平成 2 1 年 4 月 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 許可又は起業の認可をする漁業名称、漁業種類及び操業区域

漁 業 名 称	漁 業 種 類	操 業 区 域
たこつぼ漁業	たこつぼ漁業	不知火海
たこつぼ漁業	たこつぼ漁業	天草有明海
小型機船底びき網漁業	手繰第 1 種漁業どうしゅ手繰網漁業	天草有明海
小型機船底びき網漁業	手繰第 2 種漁業えびこぎ網漁業	天草海

2 申請期間

平成 2 1 年 4 月 7 日から平成 2 1 年 4 月 1 3 日まで

熊本県告示第 3 2 7 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 6 条第 1 項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第 8 5 条の規定により公示する。

平成 2 1 年 4 月 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
福々居宅介護支援事業所 熊本市帯山三丁目 4 1 番 2 7 号	有限会社シニアケア・フラ ワー	平成 2 1 年 4 月 1 日

熊本県告示第 3 2 8 号

森林法（昭和 2 6 年法律第 2 4 9 号）第 2 9 条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 3 0 条の規定により告示する。

平成 2 1 年 4 月 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 保安林予定森林の所在場所 熊本県球磨郡水上村大字湯山字荒平 1 9 9 0 番 1、1 9 9 0 番 3、字神ノ瀬 2 1 4 5 番 1、字芝ノ本 2 1 4 6 番 4、2 1 4 7 番、字水ノ元 2 2 4 7 番、字名繫 2 2 5 5 番 1、字弥次郎平 2 2 7 3 番 3、2 2 7 4 番、字大平 2 2 7 6 番 1、2 2 7 9 番

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県球磨地域振興局並びに水上村役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 3 2 9 号

熊本県競争契約入札心得の一部を改正する告示を次のように定める。

平成 2 1 年 4 月 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県競争契約入札心得の一部を改正する告示

熊本県競争契約入札心得（昭和 3 9 年熊本県告示第 4 2 0 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 8 項ただし書を削る。

附 則

この告示は、平成 2 1 年 4 月 7 日から施行する。

熊本県告示第 3 3 0 号

障害者自立支援法（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 4 6 条第 1 項の規定により次の指定障害者福祉サービス事業者から変更の届出があったので、同法第 5 1 条の規定により公示する。

平成 2 1 年 4 月 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称、事業所の名称及び事業の種類	変更があった事項	変更前の内容	変更後の内容	変更年月日
特定非営利活動法人 I O B スポーツ推進事業団 I O B 訪問介護事業所 居宅介護及び重度訪問介護	事業所の所在地	熊本市帯山 8 丁目 2 - 1 1 4 号室	熊本市近見 8 丁目 1 3 - 5 0	平成 2 0 年 1 月 1 日

熊本県告示第 3 3 1 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 2 1 年 4 月 7 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 2 1 年 4 月 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	2 1 9 号	球磨郡あさぎり町免田東字堀ノ角 1 4 9 7 番 3 3 地先から 同所 1 2 5 6 番 2 7 地先まで	前	7.9 ～ 19.0	343.0 344.0	交安統合
			後	12.6 ～ 28.6		
主要地方道	多良木相良線	球磨郡あさぎり町免田東字堀ノ角 2 8 0 番 7 地先から 同所 1 7 1 8 番 2 7 地先まで	前	5.0 ～ 26.9	183.0 182.0	交安統合及び緊道整
			後	6.4 ～ 23.0		
一般県道	免田停車場線	球磨郡あさぎり町免田東字堀ノ角 1 4 8 4 番 3 地先から 同所 1 4 9 6 番 1 0 地先まで	前	11.5 ～ 18.5	68.0 69.0	交安統合
			後	17.3 ～ 21.9		

2 区域を変更する期日 平成 2 1 年 4 月 7 日

熊本県告示第 3 3 2 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 2 1 年 4 月 7 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 2 1 年 4 月 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	2 6 6 号	下益城郡城南町大字東阿高字櫻馬場 1 1 4 3 番 3 地先から	前	11.2 ～ 15.8	56.0	廃道

	同所 1144番18地先まで	後	11.2 ～ 12.0	56.0	
--	-------------------	---	-------------------	------	--

2 区域を変更する期日 平成21年4月7日

熊本県告示第333号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成21年4月7日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成21年4月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	大津植木線	熊本市改寄町字西久保 2379番3地先から 鹿本郡植木町植木字東三丁目 157番18地先まで	324.9	道路法 第24 条工事

2 供用を開始する期日 平成21年4月7日

熊本県告示第334号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。

平成21年4月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	指定障害福祉サービスの種類
まんさく園 永碓町961番地の1	社会福祉法人 麦の会 八代市永碓町961番地の1 永野 憲一郎	平成21年 4月1日	4310200243	就労継続支援B型

熊本県告示第335号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。

平成21年4月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	指定障害福祉サービスの種類
グループホームともに 宇城市不知火町高良 2273番地1	社会福祉法人 東康会 宇城市三角町波多2 864番地103 山田 純策	平成21年 4月1日	4322700263	共同生活援助

熊本県告示第336号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。

平成21年4月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	指定障害福祉サービスの種類
NPO 法人新町きぼうの家 熊本市新町 3 丁目 5 番 1 8 号	NPO 法人新町きぼうの家 熊本市新町 3 丁目 5 番 1 8 号 久保 大介	平成 2 1 年 4 月 1 日	4310100732	就労継続支援 B 型

熊本県告示第 3 3 7 号

介護保険法施行令（平成 1 0 年政令第 4 1 2 号）第 3 条の 2 第 1 項の規定により福祉用具専門相談員指定講習事業者を次のとおり指定した。

平成 2 1 年 4 月 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称及び事業所の所在地	指定年月日	指定の有効期間満了日
学校法人八商学園 八代市平山新町 4 4 3 8 番地	平成 2 1 年 4 月 1 日	平成 2 4 年 3 月 3 1 日

熊本県告示第 3 3 8 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 6 条第 1 項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第 7 8 条の規定により告示する。

平成 2 1 年 4 月 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
ケアプランセンターサンビィラありあけ 玉名市岩崎 4 1 6 番地 1	株式会社 D・S・G	平成 2 1 年 4 月 1 日

熊本県告示第 3 3 9 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により平成 2 1 年 3 月 3 1 日付けで専決した平成 2 0 年度熊本県一般会計補正予算（第 5 号）の要領は、次のとおりである。

平成 2 1 年 4 月 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

専第 36 号

平成20年度熊本県一般会計補正予算（第5号）

平成20年度熊本県の一般会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 876,297千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 741,086,049千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成21年3月31日専決

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

一般会計

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 地方譲与税		3,829,415	△ 138,652	3,690,763
	1 地方道路譲与税	3,592,415	△ 118,478	3,473,937
	2 石油ガス譲与税	222,000	△ 19,987	202,013
	3 航空機燃料税 譲与	15,000	△ 187	14,813
2 地方交付税		216,323,876	288,081	216,611,957
	1 地方交付税	216,323,876	288,081	216,611,957
3 交通安全 対策特別交付金		703,000	22,336	725,336
	1 交通安全 対策特別交付金	703,000	22,336	725,336
4 国庫支出金		116,989,535	703,794	117,693,329
	1 国庫補助金	79,484,714	703,794	80,188,508
5 財産収入		4,649,393	738	4,650,131
	1 財産運用 収入	1,455,743	738	1,456,481
歳 入 合 計		740,209,752	876,297	741,086,049

一般会計

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 総 務 費		38,575,629	171,829	38,747,458
	1 総務管理費	17,806,154	171,765	17,977,919
	2 企画費	4,543,852	64	4,543,916
2 民 生 費		76,912,644	703,990	77,616,634
	1 社会福祉費	50,553,656	703,893	51,257,549
	2 児童福祉費	22,573,469	97	22,573,566
3 衛 生 費		40,078,919	56	40,078,975
	1 公衆衛生費	29,392,006	56	29,392,062
4 労 働 費		10,368,638	422	10,369,060
	1 失業対策費	8,862,076	422	8,862,498
歳 出 合 計		740,209,752	876,297	741,086,049

熊本県告示第340号

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第2項の規定により、騒音に係る環境基準（平成10年環境庁告示第64号）の地域の類型をあてはめる地域を次のとおり指定し、平成21年5月1日から施行する。

平成11年9月24日熊本県告示第688号（騒音に係る環境基準の地域の類型をあてはめる地域の指定）は、平成21年4月30日限り、廃止する。

平成21年4月7日

熊本県知事 蒲島郁夫

市町村 の区域	地域の類型		
	A	B	C
熊本市	第一種低層住居専用地域、 第二種低層住居専用地域、 第一種中高層住居専用地域 及び第二種中高層住居 専用地域	1 第一種住居地域、第 二種住居地域及び準住 居地域 2 次の区域のうち用途 地域以外の地域 画図町重富、画図町所 島、画図町下無田、城 山半田一丁目から三丁 目、城山薬師1丁目、 城山薬師二丁目、小島 二丁目、小島三丁目、 小島五丁目、小島上町、 中原町、中島町 3 風致地区（A類型の 地区を除く。）	1 近隣商業地域、商 業地域、準工業地域、 工業地域及び工業専 用地域 2 用途地域以外の地 域（B類型の区域を 除く。）
八代市	第一種低層住居専用地域、 第二種低層住居専用地域、 第一種中高層住居専用地域 及び第二種中高層住居 専用地域	1 第一種住居地域、第 二種住居地域及び準住 居地域 2 風致地区 3 工業地域のうち十条 町四番、福正元町十一 番、福正元町十二番及 び福正元町十三番の区 域	1 近隣商業地域、商 業地域、準工業地域、 工業地域（B類型の 区域を除く。）及び 工業専用地域 2 用途地域以外の地 域（風致地区を除 く。）
荒尾市	第一種低層住居専用地域 、第二種低層住居専用地域 、第一種中高層住居専 用地域及び第二種中高層 住居専用地域	第一種住居地域、第二種 住居地域（C類型の区域 を除く。）及び 準住居地 域	1 近隣商業地域、商 業地域、準工業地域、 工業地域及び工業専 用地域 2 用途地域以外の地 域 3 娯楽・レクレーシ ョン地区のうち第二 種住居地域の区域
水俣市	第一種低層住居専用地域、 第二種低層住居専用地域、 第一種中高層住居専用地域 及び第二種中高層住居 専用地域	1 第一種住居地域、第 二種住居地域及び準住 居地域 2 用途地域以外の地域	近隣商業地域、商業地 域、準工業地域、工業 地域及び工業専用地域
熊本市、 八代市、 荒尾市 及び水 俣市以 外の市 町村	第一種低層住居専用地域 、第二種低層住居専用地域 、第一種中高層住居専 用地域及び第二種中高層 住居専用地域	第一種住居地域、第二種 住居地域及び準住居地域	1 近隣商業地域、商 業地域、準工業地域、 工業地域及び工業専 用地域 2 用途地域以外の地 域

備考

- 1 「第一種低層住居専用地域」、「第二種低層住居専用地域」、「第一種中高層住居専用地域」、「第二種中高層住居専用地域」、「第一種住居地域」、「第二種住居地域」、「準住居地域」、「近隣商業地域」、「商業地域」、「準工業地域」、「工業地域」及び「工業専用地域」とは、都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 8 条第 1 項第 1 号の用途地域をいう。
- 2 用途地域以外の地域とは、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号の用途地域が定められていない地域をいう。
- 3 「風致地区」とは、都市計画法第 8 条第 1 項第 7 号の風致地区をいう。
- 4 荒尾市の項の「娯楽・レクリエーション地区」とは、都市計画法第 8 条第 1 項第 2 号の特別用途地区をいう。
- 5 無人島及び都市計画法第 8 条第 1 項第 9 号の臨港地区は、騒音に係る環境基準の地域の類型をあてはめる地域から除く。

熊本県告示第 3 4 1 号

騒音規制法（昭和 4 3 年法律第 9 8 号）第 3 条第 1 項の規定に基づく特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定並びに同法第 4 条第 1 項の規定に基づく特定工場等において発生する騒音についての時間の区分及び区域の区分ごとの規制基準について次のように定め、平成 2 1 年 5 月 1 日から施行する。

平成 5 年 1 2 月 1 5 日熊本県告示第 1 0 2 0 号（騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定）、昭和 6 0 年 7 月 3 0 日熊本県告示第 6 1 9 号（騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音の時間及び区域の区分ごとの規制基準）は、平成 2 1 年 4 月 3 0 日限り、廃止する。

平成 2 1 年 4 月 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

騒音規制法（昭和 4 3 年法律第 9 8 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域を 1 のとおり指定し、同法第 4 条第 1 項の規定に基づき特定工場等において発生する騒音について、時間の区分及び区域の区分ごとの規制基準を 2 のとおり定める。

- 1 特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域
別表の市町村の区分の欄に掲げる市町村（山鹿市、熊本市、八代市、天草市及び苓北町を除く。）ごとの同表の区域の欄に掲げる地域及び区域
- 2 特定工場等において発生する騒音について、時間の区分及び区域の区分ごとの規制基準

区域の区分	時間の区分		
	昼間（午前 8 時から午後 7 時まで）	朝（午前 6 時から午前 8 時まで） 夕（午後 7 時から午後 1 0 時まで）	夜間（午後 1 0 時から翌日の午前 6 時まで）
第一種区域	5 0 デシベル以下	4 5 デシベル以下	4 0 デシベル以下
第二種区域	6 0 デシベル以下	5 0 デシベル以下	4 5 デシベル以下
第三種区域	6 5 デシベル以下	6 0 デシベル以下	5 0 デシベル以下
第四種区域	7 0 デシベル以下	6 5 デシベル以下	6 0 デシベル以下

菊池市の区分においては、特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準（昭和 4 3 年厚生省・農林省・通産省・運輸省告示 1）第 1 条のただし書の規定を次のとおり適用する。騒音規制法における第 3 種区域又は第 4 種区域のうち、学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）第 1 条に規定する学校、児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 7 条第 1 項に規定する保育所、医療法（昭和 2 3 年法律第 2 0 5 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和 2 5 年法律第 1 1 8 号）第 2 条第 1 項に規定する図書館並びに老人福祉法（昭和 3 8 年法律第 1 3 3 号）第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね 5 0 メートルの区域内における規制基準は、規制基準の欄に掲げる値から 5 デシベルを減じた値とする。

備考 この表において、第一種区域、第二種区域、第三種区域及び第四種区域は、別表の区域の欄に掲げる区域をいう。

別表

市町村 の区域	規制区域			
	第一種区域	第二種区域	第三種区域	第四種区域
荒尾市	第一種低層住居 専用地域及び第 二種低層住居専 用地域	第一種中高層住居 専用地域、第二種 中高層住居専用地 域、第一種住居地 域、第二種住居地 域及び準住居地域	1 近隣商業地域、 商業地域及び準工 業地域 2 用途地域以外の 地域 3 増永地番及び一 部地番のうち工業 地域の区域	工業地域（第三 種区域の地域を 除く。）及び工 業専用地域
菊池市	第一種低層住居 専用地域及び第 二種低層住居専 用地域	第一種中高層住居 専用地域、第二種 中高層住居専用地 域、第一種住居地 域、第二種住居地 域及び準住居地域	1 近隣商業地域、 商業地域及び準工 業地域 2 用途地域以外の 地域（第四種区域 の地域を除く。）	1 工業地域及 び工業専用地 域 2 用途地域以 外の地域のう ち菊池工業団 地、森北工業 団地、林原工 業団地、蘇崎 工業団地、川 辺工業団地、 住吉工業団地、 田島工業団地 及び永工業団 地の区域
宇土市	第一種低層住居 専用地域及び第 二種低層住居専 用地域	1 第一種中高層 住居専用地域、 第二種中高層住 居専用地域、第 一種住居地域、 第二種住居地域 及び準住居地域 2 用途地域以外 の地域のうち新 開町 1 2 1 2 番 地 1、1 2 1 3 番地 1、1 1 4 5 番地の区域	1 近隣商業地域、 商業地域及び準工 業地域 2 用途地域以外 の地域（第二種区域 及び第四種区域の 地域を除く。）	1 工業地域及 び工業専用地 域 2 用途地域以 外の地域のう ち緑川工業団 地及び花園地 区工業団地の 区域
水俣市	第一種低層住居 専用地域及び第 二種低層住居専 用地域	1 第一種中高層 住居専用地域、 第二種中高層住 居専用地域、第 一種住居地域、 第二種住居地域 及び準住居地域 2 白浜町一番の うち準工業地 域の区域 3 長野町及び古 城 3 丁目のうち	1 近隣商業地域、 商業地域及び準工 業地域（第二種区 域の地域を除く。） 2 第一種住居地 域と工業地域が隣接 している地域につ いては、その境界 から工業地域側の 幅 5 0 メートルの 区域（5 の工業地 域を除く。）	工業地域及び工 業専用地域（い ずれも、第三種 区域の地域を除 く。）

		準工業地域の区域 4 用途地域以外の地域	3 第一種住居地域と工業専用地域が隣接している地域については、その境界から工業専用地域側の幅 50メートルの区域 4 第一種中高層住居専用地域と工業専用地域が隣接している地域については、その境界から工業専用地域側の幅 50メートルの区域 5 塩浜町九番、十番、十一番及び十二番のうち工業地域の区域	
荒尾市、菊池市、宇土市及び水俣市を除く市町村	第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域	1 近隣商業地域、商業地域及び準工業地域 2 用途地域以外の地域	工業地域及び工業専用地域

備考

- 「第一種低層住居専用地域」、「第二種低層住居専用地域」、「第一種中高層住居専用地域」、「第二種中高層住居専用地域」、「第一種住居地域」、「第二種住居地域」、「準住居地域」、「近隣商業地域」、「商業地域」、「準工業地域」、「工業地域」及び「工業専用地域」とは、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号の用途地域をいう。
- 用途地域以外の地域とは、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号の用途地域が定められていない地域をいう。
- 「風致地区」とは、都市計画法第 8 条第 1 項第 7 号の風致地区をいう。
- 無人島及び都市計画法第 8 条第 1 項第 9 号の臨港地区は、規制地域から除く。
- この告示の施行により、又は用途地域が新たに定まったことにより、若しくは用途地域が変更されたことにより、適用される規制区域が変更される特定工場等（規制区域の変更の時に当該規制区域が適用される地域内に既にその敷地を有しているものに限る。）のうち、より厳しい基準が適用される場合においては、当該規制区域の変更の日から 3 年間は、当該変更がなかったものとみなして従前の規制区域の基準を適用する。
- 菊池市及び宇土市の第四種区域の欄の工業団地のうち、菊池市に存する菊池工業団地、森北工業団地、林原工業団地、蘇崎工業団地、川辺工業団地、住吉工業団地及び永工業団地並びに宇土市に存する花園地区工業団地は、農村地域工業等導入促進法（昭和 46 年法律第 112 号）第 5 条第 3 項第 1 号に規定する工業等導入地区の区域である。
- 菊池市の第四種区域の欄の田島工業団地は、菊池市泗水町に所在する別添図面 1 に示す区域である。ただし、別添図面 1 は省略し、熊本県環境生活部及び菊池市役所において、一般の縦覧に供する。
- 宇土市の第四種区域の欄の緑川工業団地は、宇土市新開町に所在する別添図面 2 に

示す区域である。ただし、別添図面2は省略し、熊本県環境生活部及び宇土市役所において、一般の縦覧に供する。

熊本県告示第342号

平成21年4月7日熊本県告示第341号（騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定並びに特定工場等において発生する騒音の時間及び区域の区分ごとの規制基準）による指定地域における特定建設作業に伴って発生する騒音について、昭和43年11月27日厚生省、建設省告示第1号（特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準）別表（以下「別表」という。）による区域を次のように定め、平成21年5月1日から施行する。

昭和60年7月30日告示第620号は、平成21年4月30日限り、廃止する。

平成21年4月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 別表第1号に掲げる区域 平成21年4月7日熊本県告示第341号（騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定並びに特定工場等において発生する騒音の時間及び区域の区分ごとの規制基準）の別表に定める第一種区域、第二種区域及び第三種区域に該当する地域及び区域
- 2 別表第2号に掲げる区域 平成21年4月7日熊本県告示第341号（騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定並びに特定工場等において発生する騒音の時間及び区域の区分ごとの規制基準）の別表に定める第四種区域に該当する地域及び区域

熊本県告示第343号

騒音規制法（昭和43年法律第98号）第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令（平成12年総理府令第15号）の別表備考の規定による区域の区分を次のとおり定め、平成21年5月1日から施行する。

平成12年4月7日告示第374号は、平成21年4月30日限り、廃止する。

平成21年4月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区域	区域の区分
a 区域	平成21年4月7日熊本県告示第340号（騒音に係る環境基準の地域の類型をあてはめる地域の指定）の地域の類型がAの地域（熊本市、八代市、山鹿市、天草市及び苓北町の区域を除く。）に該当する地域及び区域
b 区域	平成21年4月7日熊本県告示第340号（騒音に係る環境基準の地域の類型をあてはめる地域の指定）の地域の類型がBの地域（熊本市、八代市、山鹿市、天草市及び苓北町の区域を除く。）に該当する地域及び区域
c 区域	平成21年4月7日熊本県告示第340号（騒音に係る環境基準の地域の類型をあてはめる地域の指定）の地域の類型がCの地域（熊本市、八代市、山鹿市、天草市及び苓北町の区域を除く。）に該当する地域及び区域

熊本県告示第344号

熊本県生活環境の保全等に関する条例施行規則（昭和47年規則第60号）別表第12騒音の規制基準の備考4に規定する別に定める区域を次のように定め、平成21年5月1日から施行する。

昭和60年7月30日告示第622号は平成21年4月30日限り、廃止する。

平成21年4月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

市町村の区域	規制区域			
	第一種区域	第二種区域	第三種区域	第四種区域
熊本市	第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域	1 第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、	1 近隣商業地域、商業地域及び準工業地域（いずれも、第二種区域の地域を除き、準工業地	1 工業地域及び工業専用地域（いずれも、第三種区域の地域を除く。）

		<p>第二種住居地域及び準住居地域</p> <p>2 次の区域のうち用途地域以外の地域 画図町重富、画図町所島、画図町下無田、城山半田一丁目～三丁目、城山薬師一丁目、城山薬師二丁目、小島二丁目、小島三丁目、小島五丁目、小島上町、中原町、中島町</p> <p>3 第一種区域と第三種区域が隣接している地域については、その境界から第三種区域側の幅 50メートルの区域</p> <p>4 風致地区（第一種区域の地域を除く。）</p>	<p>域については臨港地区を除く。）</p> <p>2 用途地域以外の地域（第二種区域の地域を除く。）</p> <p>2 第二種区域と第四種区域又は第一種区域と第四種区域が隣接している地域については、その境界から第四種区域側の幅 50メートルの区域</p>	<p>2 臨港地区</p>
荒尾市	第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域	<p>1 近隣商業地域、商業地域及び準工業地域</p> <p>2 用途地域以外の地域</p> <p>3 増永地番及び一部地番のうち工業地域の区域</p>	工業地域（第三種区域の地域を除く。）及び工業専用地域
菊池市	第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域	<p>1 近隣商業地域、商業地域及び準工業地域</p> <p>2 用途地域以外の地域（第四種区域の地域を除く。）</p>	<p>1 工業地域及び工業専用地域</p> <p>2 用途地域以外の地域のうち菊池工業団地、森北工業団地、林原工業団地、蘇崎工業団地、川辺工業団地、住吉工業団地、田島工業団地及び永工業団地の区域</p>
宇土市	第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域	1 第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域	1 近隣商業地域、商業地域及び準工業地域	1 工業地域及び工業専用地域

	用 地 域	居 専 用 地 域、第 一 種 住 居 地 域、第 二 種 住 居 地 域 及 び 準 住 居 地 域 2 用 途 地 域 以 外 の 地 域 の うち 新 開 町 1 2 1 2 番 地 1、1 2 1 3 番 地 1、1 1 4 5 番 地 の 区 域	2 用 途 地 域 以 外 の 地 域 (第 二 種 区 域 及 び 第 四 種 区 域 の 地 域 を 除 く。)	2 用 途 地 域 以 外 の 地 域 の うち 緑 川 工 業 団 地 及 び 花 園 地 区 工 業 団 地 の 区 域
水 俣 市	第 一 種 低 層 住 居 専 用 地 域 及 び 第 二 種 低 層 住 居 専 用 地 域	1 第 一 種 中 高 層 住 居 専 用 地 域、第 二 種 中 高 層 住 居 専 用 地 域、第 一 種 住 居 地 域、第 二 種 住 居 地 域 及 び 準 住 居 地 域 2 白 浜 町 一 番 の うち 準 工 業 地 域 の 区 域 3 長 野 町 及 び 古 城 3 丁 目 の うち 準 工 業 地 域 の 区 域 4 用 途 地 域 以 外 の 地 域	1 近 隣 商 業 地 域、商 業 地 域 及 び 準 工 業 地 域 (第 二 種 区 域 の 地 域 を 除 く。) 2 第 一 種 住 居 地 域 と 工 業 地 域 が 隣 接 し て い る 地 域 に つ い て は、そ の 境 界 か ら 工 業 地 域 側 の 幅 5 0 メ ー ト ル の 区 域 (5 の 工 業 地 域 を 除 く。) 3 第 一 種 住 居 地 域 と 工 業 専 用 地 域 が 隣 接 し て い る 地 域 に つ い て は、そ の 境 界 か ら 工 業 専 用 地 域 側 の 幅 5 0 メ ー ト ル の 区 域 4 第 一 種 中 高 層 住 居 専 用 地 域 と 工 業 専 用 地 域 が 隣 接 し て い る 地 域 に つ い て は、そ の 境 界 か ら 工 業 専 用 地 域 側 の 幅 5 0 メ ー ト ル の 区 域 5 塩 浜 町 九 番、十 番、十 一 番 及 び 十 二 番 の うち 工 業 地 域 の 区 域	工 業 地 域 及 び 工 業 専 用 地 域 (い ず れ も、第 三 種 区 域 の 地 域 を 除 く。)
山 鹿 市	第 一 種 低 層 住 居 専 用 地 域 及 び 第 二 種 低 層 住 居 専 用 地 域	第 一 種 中 高 層 住 居 専 用 地 域、第 二 種 中 高 層 住 居 専 用 地 域、第 一 種 住 居 地 域、第 二 種 住 居 地 域 及 び 準 住 居 地 域	1 近 隣 商 業 地 域、商 業 地 域 及 び 準 工 業 地 域 2 用 途 地 域 以 外 の 地 域 (第 四 種 区 域 の 地 域 を 除 く。)	1 工 業 地 域 及 び 工 業 専 用 地 域 2 用 途 地 域 以 外 の 地 域 の うち 山 鹿 東 部 工 業 団 地、堂 原 工 業 団 地、若 宮 原 工 業 団 地、高 橋 工 業 団 地、駄 の 原 工 業 団

				地及び吉井工業団地の区域
八代市	第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域	1 第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域 2 風致地区 3 工業地域のうち十条町四番、福正元町十一番、福正元町十二番及び福正元町十三番の区域	1 近隣商業地域、商業地域及び準工業地域（臨港地区を除く。） 2 用途地域以外の地域（臨港地区及び風致地区を除く。） 3 第二種区域と第四種区域が隣接する地域については、その境界から第四種区域側の幅 50 m の区域	1 工業地域及び工業専用地域（いずれも、臨港地区及び第三種区域の地域を除く。工業地域においては、第二種区域の地域を除く。） 2 建馬町 1 番のうち臨港地区の区域
苓北町			苓北町の区域の全域（第四種区域の地域を除く）	内田工業団地の区域
熊本市、荒尾市、菊池市、宇土市、水俣市、山鹿市、八代市及び苓北町を除く市町村	第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域	1 近隣商業地域、商業地域及び準工業地域 2 用途地域以外の地域	工業地域及び工業専用地域

備考

- 「第一種低層住居専用地域」、「第二種低層住居専用地域」、「第一種中高層住居専用地域」、「第二種中高層住居専用地域」、「第一種住居地域」、「第二種住居地域」、「準住居地域」、「近隣商業地域」、「商業地域」、「準工業地域」、「工業地域」及び「工業専用地域」とは、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号の用途地域をいう。
- 用途地域以外の地域とは、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号の用途地域が定められていない地域をいう。
- 「風致地区」とは都市計画法第 8 条第 1 項第 7 号の風致地区をいう。
- 「臨港地区」とは都市計画法第 8 条第 1 項第 9 号の臨港地区をいう。
- 熊本市及び八代市以外の市町村の区域の都市計画法第 8 条第 1 項第 9 号の臨港地区は、規制区域から除く。
- 無人島は、規制区域から除く。
- この告示の施行により、又は用途地域が新たに定まったことにより、若しくは用途地域が変更されたことにより、適用される規制区域が変更される特定工場（規制区域の変更の時に当該規制区域が適用される域内に既にその敷地を有しているものに限る。）のうち、より厳しい基準が適用される場合においては、当該規制区域の変更の日から 1 年間は、当該変更がなかったものとみなして従前の規制区域の基準を適用する。
- 山鹿市、菊池市及び宇土市の第四種区域の欄の工業団地のうち、山鹿市に存する山鹿東部工業団地、堂原工業団地、若宮原工業団地、高橋工業団地、駄の原工業団地、及び吉井工業団地、菊池市に存する菊池工業団地、森北工業団地、林原工業団地、蘇崎工業団地、川辺工業団地、住吉工業団地及び永工業団地並びに宇土市に存する花園地区工業団地は、農村地域工業等導入促進法（昭和 46 年法律第 112 号）第 5 条第

- 3 項第 1 号に規定する工業等導入地区の区域である。
- 9 菊池市の第四種区域の欄の田島工業団地は、菊池市泗水町に所在する別添図面 1 に示す区域である。ただし、別添図面 1 は省略し、熊本県環境生活部及び菊池市役所において、一般の縦覧に供する。
- 10 宇土市の第四種区域の欄の緑川工業団地は、宇土市新開町に所在する別添図面 2 に示す区域である。ただし、別添図面 2 は省略し、熊本県環境生活部及び宇土市役所において、一般の縦覧に供する。
- 11 苓北町の第四種区域の欄の内田工業団地は、苓北町内田字中村 1 7 4 番地 1、1 7 4 番地 3、1 7 4 番地 4、1 7 4 番地 6 及び 1 9 0 番地 1 0 並びに苓北町内田字堂ノ下 1 9 3 番地 1 に所在する工業団地である。

熊本県告示第 3 4 5 号

振動規制法（昭和 5 1 年法律第 6 4 号）第 3 条第 1 項の規定により、住民の生活環境を保全する必要がある地域を指定し、同法第 4 条第 1 項の規定により、特定工場等において発生する振動について昭和 5 1 年環境庁告示第 9 0 号（特定工場等において発生する振動の規制に関する基準）第 1 条による時間の区分及び区域の区分ごとの規制基準を定め、平成 2 1 年 5 月 1 日から施行する。

平成 5 5 年 3 月 6 日告示第 1 6 5 号、平成 1 0 年 3 月 2 0 日告示第 1 9 3 号、平成 1 4 年 3 月 2 9 日告示第 3 1 5 号及び平成 1 4 年 3 月 2 9 日告示第 3 1 6 号（振動規制法に基づく住民の生活環境を保全する地域の指定）並びに昭和 5 3 年 3 月 2 3 日告示第 2 6 9 号、昭和 5 5 年 3 月 6 日告示第 1 6 6 号、昭和 5 7 年 6 月 2 4 日告示第 6 7 2 号及び平成 1 0 年 3 月 2 0 日告示第 1 9 4 号（振動規制法に基づく特定工場等において発生する振動の時間及び区域の区分ごとの規制基準）は、平成 2 1 年 4 月 3 0 日限り、廃止する。

平成 2 1 年 4 月 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

振動規制法（昭和 5 1 年法律第 6 4 号）第 3 条第 1 項の規定により、住民の生活環境を保全する必要がある地域を 1 のとおり指定し、同法第 4 条第 1 項の規定により、特定工場等において発生する振動について、昭和 5 1 年環境庁告示第 9 0 号（特定工場等において発生する振動の規制に関する基準）第 1 条による時間の区分及び区域の区分ごとの規制基準を 2 のとおり定める。

- 1 振動規制法第 3 条第 1 項の規定により、住民の生活環境を保全する必要がある地域別表の市町村の区分の欄に掲げる市町村（山鹿市、熊本市、八代市、天草市及び苓北町を除く。）ごとの同表の区域の欄に掲げる地域及び区域
- 2 特定工場等において発生する振動について、時間の区分及び区域の区分ごとの規制基準

区域の区分	時間の区分	
	昼間（午前 8 時から午後 7 時まで）	夜間（午後 7 時から翌日の午前 8 時まで）
第一種区域	6 0 デシベル	5 5 デシベル
第二種区域	6 5 デシベル	6 0 デシベル

菊池市においては、特定工場等において発生する振動の規制に係る基準（昭和 5 1 年環境庁告示第 9 0 号）第 1 条ただし書の規定を次のとおり適用する。

第二種区域のうち、学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）第 1 条に規定する学校、児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 7 条第 1 項に規定する保育所、医療法（昭和 2 3 年法律第 2 0 5 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和 2 5 年法律第 1 1 8 号）第 2 条第 1 項に規定する図書館並びに老人福祉法（昭和 3 8 年法律第 1 3 3 号）第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね 5 0 メートルの区域内における規制基準は、規制基準の欄に掲げる値から 5 デシベルを減じた値とする。

備考 この表において、第一種区域、第二種区域は、別表の区域の欄に掲げる区域をいう。

別表

市町村の区域	規制区域	
	第一種区域	第二種区域
水俣市	1 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住	1 近隣商業地域、商業地域、準工業地域（第一種区域の地域を除く。）、工業地域及び工業専用地域

	居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域 2 長野町及び古城 3 丁目のうち準工業地域の区域	2 用途地域以外の地域
水俣市を除く市町村	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域	1 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域 2 用途地域以外の地域

備考

- 1 「第一種低層住居専用地域」、「第二種低層住居専用地域」、「第一種中高層住居専用地域」、「第二種中高層住居専用地域」、「第一種住居地域」、「第二種住居地域」、「準住居地域」、「近隣商業地域」、「商業地域」、「準工業地域」、「工業地域」及び「工業専用地域」とは、都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 8 条第 1 項第 1 号の用途地域をいう。
- 2 用途地域以外の地域とは、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号の用途地域が定められていない地域をいう。
- 3 無人島及び都市計画法第 8 条第 1 項第 9 号の臨港地区は、規制区域から除く。
- 4 この告示の施行により、又は用途地域が新たに定まったことにより、若しくは用途地域が変更されたことにより、適用される規制区域が変更される特定工場等（規制区域の変更の時に当該規制区域が適用される地域内に既にその敷地を有しているものに限る。）のうち、より厳しい基準が適用される場合においては、当該規制区域の変更の日から 3 年間は、当該変更がなかったものとみなして従前の規制区域の基準を適用する。

熊本県告示第 3 4 6 号

平成 2 1 年 4 月 7 日熊本県告示第 3 4 5 号に定める指定地域における特定建設作業に伴って発生する振動について、振動規制法施行規則（昭和 5 1 年総理府令第 5 8 号）別表第 1 の付表による区域を次のように定め、平成 2 1 年 5 月 1 日から施行する。
昭和 5 3 年 3 月 2 3 日告示第 2 7 0 号、昭和 5 5 年 3 月 6 日告示第 1 6 7 号、昭和 5 7 年 6 月 2 4 日告示第 6 7 3 号及び平成 1 0 年 3 月 2 0 日告示第 1 9 5 号（振動規制法に基づく特定建設作業に伴って発生する振動について規制する区域の区分）は、平成 2 1 年 4 月 3 0 日限り、廃止する。
平成 2 1 年 4 月 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

市町村の区域	規制区域	
	付表第一号に掲げる区域	付表第二号に掲げる区域
菊池市	1 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域 2 用途地域以外の地域（付表第二号に掲げる区域に指定される区域を除く。）	1 工業地域及び工業専用地域 2 用途地域以外の地域のうち菊池工業団地、森北工業団地、林原工業団地、蘇崎工業団地、川辺工業団地、住吉工業団地、田島工業団地及び永工業団地の区域
宇土市	1 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域 2 用途地域以外の地域（付表第二号に掲げる区域に指定される区域	1 工業地域及び工業専用地域 2 用途地域以外の地域のうち緑川工業団地、花園地区工業団地の区域

菊池市、宇土市を除く市町村	を除く。) 1 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域 2 用途地域以外の地域	工業地域及び工業専用地域
---------------	--	--------------

備考

- 1 「第一種低層住居専用地域」、「第二種低層住居専用地域」、「第一種中高層住居専用地域」、「第二種中高層住居専用地域」、「第一種住居地域」、「第二種住居地域」、「準住居地域」、「近隣商業地域」、「商業地域」、「準工業地域」、「工業地域」及び「工業専用地域」とは、都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 8 条第 1 項第 1 号の用途地域をいう。
- 2 用途地域以外の地域とは、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号の用途地域が定められていない地域をいう。
- 3 菊池市及び宇土市の付表第二号に掲げる区域の欄の工業団地のうち、菊池市に存する菊池工業団地、森北工業団地、林原工業団地、蘇崎工業団地、川辺工業団地、住吉工業団地及び永工業団地並びに宇土市に存する花園地区工業団地は、農村地域工業等導入促進法（昭和 4 6 年法律第 1 1 2 号）第 5 条第 3 項第 1 号に規定する工業等導入地区の区域である。
- 5 菊池市の付表第二号に掲げる区域の欄の田島工業団地は、菊池市泗水町に所在する別添図面 1 に示す区域である。ただし、別添図面 1 は省略し、熊本県環境生活部及び菊池市役所において、一般の縦覧に供する。
- 6 宇土市の付表第二号に掲げる区域の欄の緑川工業団地は、宇土市新開町に所在する別添図面 2 に示す区域である。ただし、別添図面 2 は省略し、熊本県環境生活部及び宇土市役所において、一般の縦覧に供する。

熊本県告示第 3 4 7 号

平成 2 1 年 4 月 7 日熊本県告示第 3 4 5 号に定める指定地域における道路交通振動について、振動規制法施行規則（昭和 5 1 年総理府令第 5 8 号）別表第 2 備考 1 の規定による区域の区分及び同表備考 2 の規定による時間の区分を次のとおり定め、平成 2 1 年 5 月 1 日から施行する。

昭和 5 3 年 3 月 2 3 日告示第 2 7 1 号、昭和 5 5 年 3 月 6 日告示第 1 6 8 号、昭和 5 7 年 6 月 2 4 日告示第 6 7 4 号及び平成 1 0 年 3 月 2 0 日告示第 1 9 6 号（振動規制法に基づく道路交通振動の限度に関する区域及び時間の区分）は、平成 2 1 年 4 月 3 0 日限り、廃止する。

平成 2 1 年 4 月 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 区域の区分
 - 第一種区域 平成 2 1 年 4 月 7 日熊本県告示第 3 4 5 号（振動規制法に基づく住民の生活環境を保全する地域の指定及び同法に基づく特定工場等において発生する振動の時間及び区域の区分ごとの規制基準）の別表に定める第一種区域に該当する地域及び区域
 - 第二種区域 平成 2 1 年 4 月 7 日熊本県告示第 3 4 5 号（振動規制法に基づく住民の生活環境を保全する地域の指定及び同法に基づく特定工場等において発生する振動の時間及び区域の区分ごとの規制基準）の別表に定める第二種区域に該当する地域及び区域
- 2 時間の区分
 - 昼間 午前 8 時から午後 7 時まで
 - 夜間 午後 7 時から翌日の午前 8 時まで

公 告

熊本県公告第 1 7 0 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 9 条第 1 項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第 3 6 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。

平成 2 1 年 4 月 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
(3工区)
合志市野々島字東原4416番3の一部、同4416番9の一部、同4416番13、
同野田原4580番2の一部、同4581番2の一部、同4582番1の一部、同45
83番1の一部、同4584番の一部及び里道の一部
10,097.30平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
合志市竹迫2140番地
合志市

熊本県公告第171号

平成21年度熊本県献血推進計画を次のとおり定める。
平成21年4月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 目的
この計画は、平成15年7月30日に施行された「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」及び「第5次熊本県保健医療計画」に基づき、本県における医療に必要な輸血用血液及び血漿分画製剤原料血漿を確保するため、平成21年度に献血により確保する血液の目標量を定めるとともに、特に、近年、医療機関からの需要が多く、安全性の高い400ミリリットル献血及び成分献血を県、市町村、熊本県赤十字血液センター(以下「血液センター」という。)及び関係機関等が連携して一層の推進を図ることを目的として策定する。
- 2 計画の期間
平成21年4月1日から平成22年3月31日まで
- 3 平成21年度献血目標
(1) 平成21年度に熊本県で必要な輸血用血液製剤見込み数・原料血漿確保目標量
ア 輸血用血液製剤製造見込み数：285,350単位* (昨年度：277,303単位)
イ 原料血漿確保目標量：14,000L (昨年度：14,000L)
*単位：200mL献血由来を1単位として換算
(2) 平成21年度に献血により確保すべき血液の目標量及び献血者数

		血液の目標量 (L)	献血者数 (人)
200mL献血		204	1,020
400mL献血		22,864	57,160
成分 献血	血漿成分献血	2,824	6,460
	血小板成分献血	5,256	13,140
総 数		31,148	77,780

- 4 献血血液目標量を確保するために必要な措置
(1) 献血推進のための普及啓発、広報活動等
夏季、冬季及び春季における血液不足傾向を解消するため、各種団体等の協力を得てキャンペーン等を展開する。特に、400ミリリットル献血と成分献血の必要性についての理解を求めるとともに、若年層献血のより一層の推進を図る。
ア キャンペーンの実施
(ア) 愛の血液助け合い運動(7,8月)
(イ) 学生献血クリスマスキャンペーン(12月)
(ウ) はたちの献血キャンペーン(1,2月)
(エ) 春の献血キャンペーン(3,4月)
イ 移動献血ギャラリーの開催(県内6か所程度)
ウ パンフレット・啓発資材の作成配布
各種キャンペーンでの啓発用資材やパンフレット等を作成し、活用する。
エ 広報活動
(ア) 大型ビジョン、テレビ、ラジオ、ホームページ等での広報
(イ) 若者向け情報誌、市町村広報誌等での広報
(2) 若年層等の献血者確保対策
ア 小・中学生：将来に亘って安定的に血液製剤を供給していく体制を構築していくため、年代にあった啓発資材を作成・配付するとともに、薬物乱用防止教室等の出前講座を活用し献血の重要性を話して、献血思想を意識付ける。
イ 高校生：高校生を対象として国が作成した教材を使用し、献血について正しい知識の普及啓発を行うとともに、献血の意義や仕組みを説明する「献血出前講座」や体験学習を実施する。
ウ 大学生：学生献血推進リーダーの研修会等において、同世代に対する献血の効

果的な呼びかけ方法の提案や活動発表等を通して、互いに研鑽しながら同世代への啓発活動をさらに推進するとともに、学生相互の交流を深める。

(3) 献血推進組織の育成

- ア 市町村献血推進協議会との連携
- イ 市町村担当者及び献血推進リーダーの研修会開催
- ウ 熊本県学生献血推進協議会の活動支援等
- エ 献血協力団体等に対する知事表彰の実施

(4) 献血受付時の次回協力者確保

献血受付時に献血申込書の確認事項により、「血液センターからの協力依頼を行うこと」についての承諾を取り、季節的あるいは血液型別の血液不足時に協力を依頼する。

(5) 採血の実施

- 日赤プラザ献血ルーム（熊本県赤十字血液センター）
 （所在地）熊本市長嶺南二丁目 1 番 1 号 電話：096-384-2111（代表）
 （受付時間）
 ・全血献血：午前 8 時 30 分から午前 11 時 50 分まで
 午後 1 時から午後 4 時 50 分まで
 ・成分献血：午前 8 時 30 分から午前 11 時まで
 午後 1 時から午後 4 時まで
 （定休日）日曜日及び祝日（ただし、土曜日が祝日の場合は平常どおり。）
- 下通り献血ルーム
 （所在地）熊本市下通一丁目 8 番 29 号 電話：096-325-9218
 （受付時間）
 ・全血献血：午前 10 時から午後 0 時 50 分まで
 午後 2 時から午後 5 時 50 分まで
 ・成分献血：午前 10 時から正午まで
 午後 2 時から午後 5 時まで
 （定休日）金曜日（ただし、金曜日が祝日の場合は平常どおり。）
- 移動採血車（5 台）
 年間計画により県内各地へ配車

5 血液不足等緊急事態における献血の確保

輸血用血液製剤の在庫状況に応じた対応を定めた「血液不足等緊急事態における危機管理対応要項」に基づき、市町村、血液センター及び関係機関と連携を取りながら必要に応じて、注意報の発令や緊急献血等の各種対策を実施する。

6 災害時における献血の確保

地震等の大規模な災害発生時に必要な血液を緊急かつ安定して供給するために、熊本県災害対策本部、市町村、血液センター及び関係機関と連携を密にしながら必要な措置を講じる。

- (1) 九州血液センターの一元管理による速やかな血液の供給
- (2) 熊本県災害対策本部による血液搬送手段の確保と訓練
- (3) 放送要請に関する協定に基づく献血協力依頼の放送実施、市町村の協力による臨時献血実施等による献血者確保（県とNHKで協定）

熊本県公告第 1 7 2 号

熊本県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例（平成 1 5 年熊本県条例第 7 0 号。以下「条例」という。）に基づき、次のとおり手数料の額を承認したので公告する。

平成 2 1 年 4 月 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

平成 2 1 年 4 月 1 日から平成 2 2 年 3 月 3 1 日までの期間の手数料

1 電子証明書発行手数料

条例第 2 条第 1 項に規定する電子証明書の発行手数料 1 件当たり 5 0 0 円

ただし、次の場合においては、発行手数料を無料とする。

- (1) 住民基本台帳法に定める「軽微な修正」に伴い、電子証明書の記録事項が利用者の住民票の記載事項と異なることについて、住民から発行申請があった場合における再発行
- (2) 担当者（市町村窓口及び財団法人自治体衛星通信機構）の操作誤り等による失効があった場合における再発行
- (3) 住民基本台帳の記載事項に誤りがあったまま発行した後、当該誤りを修正したことにより第 1 2 条失効があった場合における再発行
- (4) 越県合併の場合における再発行
- (5) 電子証明書の記録事項が利用者の住民票の記載事項と異なる場合における再発行
- (6) 市町村職員が受付窓口端末を用いて県認証局と導通確認を行う場合において
 - ア 当該職員が既に電子証明書の発行を受けているときの再発行
 - イ 当該職員が電子証明書の発行を受けていないときの発行

- (7) 何らかの理由により、誤発行が判明した場合における再発行
- (8) その他、利用者の責に帰すことができない事由による再発行
- (9) 県知事の秘密鍵の漏えい等があった場合における再発行

2 情報提供手数料

条例第 3 条第 1 項に規定する情報提供手数料

情報提供手数料は、次の (2) 及び (10) を除き、署名検証者若しくは団体署名検証者が運営している独立した電子申請・届出システム（以下「電子申請システム」という。）ごとに徴収する。

- (1) 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成 14 年法律第 153 号）第 17 条第 1 項第 1 号に掲げる者で、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成 14 年法律第 151 号）第 2 条第 2 号に掲げるものが署名検証者として運用する電子申請システムの場合における情報提供手数料は無料

- (2) 政府認証基盤（GPKI）の証明書検証サーバーを経由して失効情報を取得する電子申請システムの場合

ア OCS Pレスポンド照会方式又は CRL 提供方式による失効情報の提供に係る手数料 失効情報の提供をうける府省ごと（政府認証基盤における府省認証局ごと）に年間 1,000,000 円

イ 失効情報ファイルの提供に係る手数料 1 日かつ 1 都道府県当たり 700 円

- (3) 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律第 17 条第 1 項第 1 号に掲げる者で、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第 2 条第 2 号に掲げるもの以外行政機関等及び電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律第 17 条第 1 項第 2 号に掲げる者が署名検証者として運用する電子申請システムで、(2) に該当しない場合

ア OCS Pレスポンド照会方式による失効情報の提供に係る手数料 事務費用（年間 100,000 円）＋ 1 件当たり 10 円 × アクセス件数

イ CRL 提供方式による失効情報の提供に係る手数料
(ア) 毎日 1 回ずつ全都道府県の CRL を取得する方式による場合 年間 2,000,000 円

(イ) 1 年のうち決まった日数のみ全都道府県の CRL を取得する方式による場合 事務費用（年間 100,000 円）＋ 取得した日数当たり 10,000 円 × 日数（2,000,000 円を上限とする）

(ウ) (ア) 及び (イ) とともに特定の全都道府県の CRL のみを取得する場合 事務費用（年間 100,000 円）＋ 事務費用を除いたそれぞれの単価に、当該全都道府県の数を 47 で除して得た数を乗じて得た額（2,000,000 円を上限とする）

ただし、得られた額の端数処理については、次のとおりとする。

(ア) については、10,000 円未満を切り上げた額

(イ) については、1,000 円未満を切り上げた額

ウ 失効情報ファイルの提供に係る手数料 1 日かつ 1 都道府県当たり 700 円
ただし、OCS Pレスポンド照会方式と CRL 提供方式を併用している場合 OCS Pレスポンド照会方式にかかると CRL 提供方式にかかるとの事務費用（年間 100,000 円）分は無料
複数署名検証者等による共同運用の電子申請システムの場合 主たる署名検証者等（代表者）から一括徴収する。

- (4) 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律第 17 条第 1 項第 3 号に掲げる者が署名検証者として運用する電子申請システムの場合 (3) と同額

- (5) 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律第 17 条第 1 項第 4 号及び第 5 号に掲げる者が署名検証者として運用する電子申請システムの場合 (3) のア、イ及びウの手数料の 2 倍（4,000,000 円を上限とする）

- (6) 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律第 17 条第 1 項第 6 号に掲げる者が署名検証者として運用する電子申請システムの場合 (3) と同額

- (7) 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律第 17 条第 5 項第 1 号に掲げる団体又は機関が団体署名検証者として運用する電子申請システムの場合 (3) と同額

- (8) 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律第 17 条第 5 項第 2 号に掲げる団体又は機関が団体署名検証者として運用する電子申請システムの場合 (3) と同額

- (9) (2) から (6) までに掲げる署名検証者として運用する電子申請システム又は (7) から (8) までに掲げる団体署名検証者として運用する電子申請システムが、(2) から (8) までに含まれる別の規定に基づく署名検証者又は団体署名検証者として運用する電子申請システムを兼ねる場合 それぞれの規定に基づく情報提供手数料の合計額

- (10) 署名検証者として (2) アに掲げる失効情報の提供をうける府省が、団体署名検証者としても (2) アに掲げる失効情報の提供をうける場合 署名検証者としての (2) アの規定に基づく情報提供手数料に加え、団体署名検証者としても (2) アの規定に基づく情報提供手数料を徴収する。

熊本県公告第 1 7 3 号

益城町長 住永幸三郎から協議のあった広安地区土地改良事業（暗渠排水）計画の変更については、平成 2 1 年 3 月 3 0 日付けで適当と決定したので、土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号）第 9 6 条の 3 第 5 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により公告し、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

利害関係人でこの決定に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 1 5 日以内に知事に対して異議の申出をすることができる。

平成 2 1 年 4 月 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧に供する書類の名称
変更後の広安地区土地改良事業（暗渠排水）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成 2 1 年 4 月 8 日から平成 2 1 年 5 月 1 1 日まで
- 3 縦覧場所
益城町役場

熊本県公告第 1 7 4 号

荒尾市長 前畑淳治から協議のあった菰屋地区土地改良事業（農業用排水施設）の施行については、平成 2 1 年 3 月 3 0 日付けで適当と決定したので、土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号）第 9 6 条の 3 第 5 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により公告し、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

利害関係人でこの決定に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 1 5 日以内に、知事に対して異議の申出をすることができる。

平成 2 1 年 4 月 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧に供する書類の名称
菰屋地区土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成 2 1 年 4 月 8 日から平成 2 1 年 5 月 1 1 日まで
- 3 縦覧場所
荒尾市役所

熊本県公告第 1 7 5 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 0 条第 1 項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第 2 項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成 2 1 年 4 月 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 都市計画の種類
菊池都市計画特別用途地区（菊池市）
- 2 都市計画の図書の写しの縦覧場所
熊本県土木部都市計画課

熊本県公告第 1 7 6 号

熊本市に事務所を置く高砂土地改良区理事長出野比佐雄から平成 2 1 年 3 月 1 2 日付けで申請のあった定款変更については、平成 2 1 年 3 月 3 0 日付けで認可したので、土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号）第 3 0 条第 3 項の規定により公告する。

平成 2 1 年 4 月 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第 1 7 7 号

天草市に事務所を置く楠甫土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号）第 1 8 条第 1 7 項の規定により公告する。

平成 2 1 年 4 月 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	堀 洋一	天草市有明町楠甫 4 9 3 8 番地 3
理事	小崎 儀一	天草市有明町楠甫 4 3 6 5 番地
理事	葉山 正典	天草市有明町楠甫 4 7 5 1 番地 2

理事	今福 興昇	天草市有明町楠甫 5 7 4 7 番地
理事	渡邊 誠	天草市有明町大浦 5 7 番地 6
理事	萩平 富士雄	天草市有明町楠甫 1 4 4 7 番地 2
理事	富崎 洋一	天草市有明町楠甫 3 4 9 4 番地 1
理事	釜元 茂	天草市有明町楠甫 4 8 0 0 番地 2
理事	元島 巖	天草市有明町楠甫 2 番地 1
理事	田中 哲廣	天草市有明町楠甫 2 3 5 1 番地 2
理事	浦田 宗親	天草市有明町楠甫 3 5 4 8 番地 1
理事	林田 富士雄	天草市有明町楠甫 3 6 3 3 番地
監事	富崎 誠美	天草市有明町楠甫 5 8 5 番地
監事	益田 秀喜	天草市有明町楠甫 2 1 5 0 番地 4
監事	中嶋 健	天草市有明町大浦 4 2 4 5 番地
就任		
理事	堀 洋一	天草市有明町楠甫 4 9 3 8 番地 3
理事	葉山 正典	天草市有明町楠甫 4 7 5 1 番地 2
理事	松本 次雄	天草市有明町大浦 4 2 3 4 番地 1
理事	林田 富士雄	天草市有明町楠甫 3 6 3 3 番地
理事	渡邊 吉雄	天草市有明町大浦 4 9 番地
理事	富崎 洋一	天草市有明町楠甫 3 4 9 4 番地 1
理事	元島 巖	天草市有明町楠甫 2 番地 1
理事	浦田 宗親	天草市有明町楠甫 3 5 4 8 番地 1
理事	田中 哲廣	天草市有明町楠甫 2 3 5 1 番地 2
理事	釜崎 守	天草市有明町楠甫 2 7 番地 2
理事	片平 豊	天草市有明町楠甫 1 0 0 0 番地
理事	迫口 輝幸	天草市有明町楠甫 3 7 9 0 番地 2
監事	益田 秀喜	天草市有明町楠甫 2 1 5 0 番地 4
監事	富崎 信一	天草市有明町楠甫 3 4 9 9 番地
監事	堀 輝明	天草市有明町大浦 4 2 4 6 番地 4

熊本県公告第 1 7 8 号

山鹿市に事務所を置く鹿北土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号）第 1 8 条第 1 7 項の規定により公告する。

平成 2 1 年 4 月 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	西牟田 長	山鹿市鹿北町岩野 2 2 3 番地 1
理事	伊織 一男	山鹿市鹿北町芋生 1 2 6 4 番地
理事	最上 盛男	山鹿市鹿北町芋生 1 8 9 5 番地
理事	酒井 壽	山鹿市鹿北町芋生 3 4 6 2 番地 3
理事	井上 計二	山鹿市鹿北町芋生 8 8 7 番地
理事	一法師 淳史	山鹿市鹿北町多久 1 8 3 5 番地
理事	西田 武尚	山鹿市鹿北町多久 1 6 4 3 番地
理事	深牧 博義	山鹿市鹿北町椎持 2 1 8 4 番地
理事	河内 源太郎	山鹿市鹿北町椎持 1 1 1 番地
理事	堤 雄一	山鹿市鹿北町岩野 4 4 9 1 番地 3
監事	友田 政就	山鹿市鹿北町芋生 3 4 6 6 番地
監事	松本 潤一	山鹿市鹿北町椎持 2 7 6 番地
監事	本田 隆一	山鹿市鹿北町多久 1 9 2 4 番地 1
就任		
理事	西牟田 長	山鹿市鹿北町岩野 2 2 3 番地 1
理事	井上 雄介	山鹿市鹿北町芋生 1 2 6 2 番地

理事	井上 藤一郎	山鹿市鹿北町芋生 2 3 5 1 番地 2
理事	酒井 壽	山鹿市鹿北町芋生 3 4 6 2 番地 3
理事	井上 計二	山鹿市鹿北町芋生 8 8 7 番地
理事	一法師 淳史	山鹿市鹿北町多久 1 8 3 5 番地
理事	西田 武尚	山鹿市鹿北町多久 1 6 4 3 番地
理事	深牧 博義	山鹿市鹿北町椎持 2 1 8 4 番地
理事	河内 源太郎	山鹿市鹿北町椎持 1 1 1 番地
理事	堤 雄一	山鹿市鹿北町岩野 4 4 9 1 番地 3
監事	松本 潤一	山鹿市鹿北町椎持 2 7 6 番地
監事	本田 隆一	山鹿市鹿北町多久 1 9 2 4 番地 1

熊本県公告第 1 7 9 号

城南町に事務所を置く緑川南部土地改良区の役員が次のとおり就退任した旨届出があったので、土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号）第 1 8 条第 1 7 項の規定により公告する。

平成 2 1 年 4 月 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	村崎 秀	下益城郡富合町大字榎津 1 0 3 8 番地
理事	八幡 紀雄	下益城郡城南町大字今吉野 1 0 3 4 番地の 1
理事	倉岡 則幸	下益城郡城南町大字今吉野 7 7 2 番地
理事	坂井 優	下益城郡城南町大字千町 1 1 3 1 番地の 1
理事	鋤野 博	下益城郡城南町大字永 1 2 5 6 番地
理事	大橋 修一	下益城郡城南町大字高 3 2 7 番地
理事	住田 建一	下益城郡城南町大字碓 8 6 5 番地
理事	森林 幸則	下益城郡城南町大字宮地 7 4 2 番地
理事	相良 光治	下益城郡城南町大字下宮地 2 0 1 番地の 5
理事	桑原 信男	下益城郡城南町大字島田 7 2 5 番地
理事	牧 博史	下益城郡富合町榎津 1 0 8 9 番地
理事	伊津野 亨	下益城郡富合町大字木原 2 0 5 0 番地
理事	改原 勝義	下益城郡富合町大字新 5 6 6 番地
理事	北野 良一	下益城郡富合町大字田尻 3 6 6 番地
理事	西村 洋石	下益城郡富合町大字古閑 1 2 0 4 番地
理事	志垣 勉	下益城郡富合町大字小岩瀬 9 6 0 番地
理事	木村 憲正	下益城郡富合町大字莎崎 8 2 3 番地
理事	高木 良一	下益城郡富合町大字大町 4 1 4 番地
監事	河原 鐵重	下益城郡城南町大字千町 2 2 2 8 番地
監事	山川 仲義	下益城郡城南町大字島田 3 0 番地
監事	森下 浩明	下益城郡富合町大字西田尻 7 4 7 番地
監事	高内 良一	下益城郡富合町大字国町 1 2 5 番地
就任		
理事	村崎 秀	熊本市富合町榎津 1 0 3 8 番地
理事	八幡 紀雄	下益城郡城南町大字今吉野 1 0 3 4 番地の 1
理事	緒方 敦	下益城郡城南町大字築地 8 8 0 番地
理事	大石 洋	下益城郡城南町大字坂野 7 1 1 番地
理事	河原 鐵重	下益城郡城南町大字千町 2 2 2 8 番地の 3
理事	成松 孝美	下益城郡城南町大字丹生宮 4 3 2 番地
理事	武田 新市	下益城郡城南町大字赤見 1 3 8 8 番地
理事	井上 一喜	下益城郡城南町大字宮地 1 0 9 7 番地
理事	堀田 孝昭	下益城郡城南町大字下宮地 1 0 7 2 番地
理事	松永 壽昭	下益城郡城南町大字島田 9 9 4 の 1 番地
理事	小原 邦彦	熊本市富合町榎津 1 1 9 8 番地

理事	岩永 博人	熊本市富合町木原 6 6 番地
理事	成松 俊郎	熊本市富合町平原 8 0 0 番地
理事	内村 眞雄	熊本市富合町西田尻 8 8 4 番地
理事	櫻田 精治	熊本市富合町志々水 6 5 9 番地
理事	林田 修一	熊本市富合町国町 5 6 5 番地
理事	米本 富雄	熊本市富合町菰江 3 6 8 番地の 1
理事	橋本 義則	熊本市富合町上杉 5 3 8 番地
監事	石田 照光	下益城郡城南町大字舞原 7 5 9 番地の 2
監事	中村 英一	下益城郡城南町大字下宮地 4 1 6 番地の 2
監事	中熊 捷征	熊本市富合町古閑 1 1 6 5 番地
監事	桑野 俊郎	熊本市富合町大町 1 0 6 6 番地

熊本県公告第 1 8 0 号

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）附則第 5 条第 1 項の規定に基づき平成 2 0 年 1 1 月 7 日に行われた届出に対し、同法第 8 条第 1 項の規定により熊本市から意見書の提出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成 2 1 年 4 月 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
北部ショッピングセンター
熊本市飛田三丁目 8 番 4 5 号
- 2 熊本市の意見の概要
騒音については規制基準の遵守義務規定があり（熊本県生活環境の保全等に関する条例第 4 3 条）、規制基準に適合しないことにより、周辺的生活環境がそこなわれた場合、改善勧告・命令の対象となります（同条例第 4 8 条）。
（理由）
予測地点 D' で規制基準を超える騒音レベルが予測されているため。
- 4 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課
平成 2 1 年 4 月 7 日から平成 2 1 年 5 月 7 日まで

熊本県公告第 1 8 1 号

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号）第 1 1 3 条の 2 第 2 項の規定に基づきこの旨を公告する。

平成 2 1 年 4 月 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
農業用排水施設	奥古閑・銭塘	平成 1 8 年 1 2 月 1 8 日	平成 2 1 年 3 月 1 6 日	熊本市

熊本県公告第 1 8 2 号

測量法（昭和 2 4 年法律第 1 8 8 号）第 1 4 条第 2 項の規定により、国土地理院長から次のとおり基本測量が終了した旨の通知があったので、同条第 3 項の規定により公告する。

平成 2 1 年 4 月 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作業種類	作業期間	作業地域
基本測量（火山変動測量）	平成 2 0 年 6 月 1 日から 平成 2 1 年 2 月 2 8 日まで	阿蘇市、菊池郡大津町、阿蘇郡高森町、同郡南阿蘇村

熊本県公告第 1 8 3 号

肥料取締法（昭和 2 5 年法律第 1 2 7 号）第 1 2 条第 2 項の規定に基づき、次の肥料の登録有効期間を更新したので、同法第 1 6 条第 1 項の規定に基づき公告する。

平成 2 1 年 4 月 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

登録番号	肥料の 種 類	肥料の 名 称	保証成分量 (%)	その他の 規格	生産業者の氏名 又は名称及び住 所	有効期限
熊本県肥 第835 号	生石灰	80.0生 石灰	アルカリ分 : 80.0	該当なし。	安田石灰工業株 式会社 八代市花園町9 番地14	平成27 年4月1 2日
熊本県肥 第836 号	消石灰	65.0消 石灰	アルカリ分 : 65.0	該当なし。	安田石灰工業株 式会社 八代市花園町9 番地14	平成27 年4月1 2日

登載依頼

熊本県人事委員会事務局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成21年4月7日

熊本県人事委員会委員長 清 塘 英 之

熊本県人事委員会規則第11号

熊本県人事委員会事務局組織規則の一部を改正する規則
熊本県人事委員会事務局組織規則（昭和26年熊本県人事委員会規則第2号）の一部を
次のように改正する。
第2条第1号中「総務係」及び「任用係」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の熊本県人事委員会事務局組織規則の規定は、
平成21年4月1日から適用する。

熊本県人事委員会訓令第1号

熊本県人事委員会事務局文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成21年3月27日

熊本県人事委員会委員長 清 塘 英 之

熊本県人事委員会事務局文書規程の一部を改正する訓令
熊本県人事委員会事務局文書規程（昭和35年熊本県人事委員会訓令第1号）の一部を
次のように改正する。
第6条の4第2項中「係長の職にある」を「課長が総務課の課長補佐、主幹又は参事の
職にある者のうちから指定する」に改める。
第8条第1項、第2項、第3項及び第5項中「総務係長」を「文書取扱主任」に改め、
同条第3項中「主管係長を経て」を削る。

附 則

- この訓令は、平成21年4月1日から施行する。
- 改正後の熊本県人事委員会事務局文書規程の規定は、この訓令の施行の日以後に作成
し、又は取得する文書について適用し、同日前に作成し、又は取得した文書については、
なお従前の例による。

天草不知火海区漁業調整委員会指示第136号

しいらづけ漁業と釣り漁業等との漁場の使用に関する紛争の防止を図るため、漁業法
（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。
平成21年4月7日

天草不知火海区漁業調整委員会会長 板 崎 清

- 指示の内容
6月1日から10月31日までの間、天草市魚貫町権現山山頂から天草市魚貫町遠見
岳山頂を見通した延長線以南の天草海に敷設してあるしいらづけ漁業の「つけ」の中心
から半径100メートルの区域内での釣りを禁止する。
- 指示の有効期間
平成21年4月7日から平成23年10月31日までとする。